

七飯町税条例の一部を改正する条例の概要

税務課

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、施行期日が令和6年4月1日以後の部分について、七飯町税条例（昭和29年条例第22号）の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 個人町民税関係（第34条の7、附則第4条の2）

公益信託制度の改正に伴い、個人や法人等の財産を社会貢献に活用する公益目的のために支出された当該公益信託事務に関連する寄附金について、寄附金税額控除の対象とするものです。【公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行】

(2) 固定資産税関係（第56条）

固定資産税の非課税措置の対象となる法人について、私立学校法の改正に併せて引用条項を改めるものです。【公布の日から施行】

3 施行期日

この条例は、上記の各項目について、それぞれ記載された日から施行します。

4 経過措置

改正後の七飯町税条例における町民税に関する経過措置については、記載のとおりです。

	改 正 前	改 正 後
目次 (略)	目次 (略)	目次 (略)
第1条～第34条の6 (略) (寄附金税額控除)	第1条～第34条の6 (略) (寄附金税額控除)	第1条～第34条の6 (略) (寄附金税額控除)
第34条の7 (略)	第34条の7 (略)	第34条の7 (略)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下この号において同じ。)並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、次に掲げるもの(前号に掲げる寄附金に該当するもの、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除く。)	(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下この号において同じ。)並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、次に掲げるもの(前号に掲げる寄附金に該当するもの、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除く。)	(3) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、次に掲げるもの(前号に掲げる寄附金に該当するもの、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除く。)
ア・イ (略)	ア・イ (略)	ア・イ (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)
第34条の8～第55条 (略)	第34条の8～第55条 (略)	第34条の8～第55条 (略)
第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは	第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは	第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは

改正前	改正後
<p>公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益財団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第5号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならぬ。）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第57条～第151条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(公益法人等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。）以下の条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項まで</p>	<p>は公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益財団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第5号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならぬ。）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第57条～第151条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>の規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。</p> <p>第5条～第25条(略)</p>	<p>第5条～第25条(略)</p>